

令和 8 年 4 月 30 日

尾 道 市 長  
(建設部契約課)

建設工事等の指名除外措置の概要について公表します。

- 1 指名除外業者 株式会社佐藤工務店
- 2 指名除外期間 令和 8 年 4 月 30 日 ~ 令和 9 年 10 月 30 日 (18 か月)
- 3 事 実 概 要 株式会社佐藤工務店の元代表取締役が、尾道市上下水道局が発注した工事 2 件の一般競争入札に関し、公正な入札を妨害したとして起訴され、令和 8 年 4 月 14 日広島地裁であった初公判で、起訴内容を認めた。
- 4 指名除外理由 上記事実については「建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱」別表第 2 項第 2 号に該当する。

〈建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱別表第 2 項第 2 号〉

措 置 要 件	期 間
(入札妨害又は談合) 2 次の(1)から(5)のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が、入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) (1)の場合にあつて、本市と締結した請負契約に係る工事及び委託業務 (以下この表において「市発注工事等」という。) に関するとき。 (3)・(4)・(5) 略	逮捕又は公訴を知った日から 12 か月以上 36 か月以内